

2025 (R7) 年税制改正 (個人所得税 3)

今回は前回に引き続き、2025 (R7) 年度の税制改正の個人所得税についてご紹介いたします。今回は子育て支援に関する税制について紹介します。

子育て世帯に対する住宅ローン控除の拡充 (2025 (R7) 年限りの措置)

子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえて、住宅ローン減税について子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置が 2024 (R6) 年に引続き実施 されます。下記は住宅ローン減税等をまとめた図表になります。(点線赤枠が今回の改正内容)

		<入居年>				
		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
控除率: 0.7%		1年間の控除額 = 借入金額 × 0.7% ※限度額あり				
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯等*: 5,000万円	4,500万円 子育て世帯等*: 5,000万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯等*: 4,500万円	3,500万円 子育て世帯等*: 4,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯等*: 4,000万円	3,000万円 子育て世帯等*: 4,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認: 2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間	新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
	既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円			今回改正内容	
床面積要件		50㎡ (新築の場合、2024 (R6) 年までに建築確認: 40㎡(所得要件: 1,000万円))			50㎡ (新築の場合、40㎡(所得要件: 1,000万円))	

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

参照: 国交省税制改正資料

子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充 (2025 (R7) 年限りの措置)

子育てに対応した住宅リフォーム税制についても、従前の制度を2025 (R7) 年12月末まで1年延長されます。この制度は従前の既存住宅リフォーム税制に追加して2024 (R6) 年に創設されました。

対象世帯: 「夫婦の何れかが40歳未満の世帯」又は「19歳未満の子を有する世帯」

対象工事: 一定の子育て対応改修工事

・転落防止の手すり設置 ・対面式キッチンへの交換 ・防音性の高い床への交換 等

適用要件: ・本人の合計所得が2,000万円以下

・家屋の床面積が50㎡以上 ・子育てリフォーム費用が50万超(補助金除く)

特別控除額: 標準的な工事費*相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額

*増改築工事証明書に記載された金額

その他: 2025 (R7) 年の税制改正で「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」が決定されています。

23歳未満の扶養親族がいる世帯に対して、2026 (R8) 年分の「一般生命保険料」の控除限度額が引き上げられます。但し、生命保険料の控除限度額の合計額(12万円)に変更はありません。

来年2026 (R8) 年の時限措置となりますので留意ください。

@ 8月の予定

8/12・7月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

9/1・6月決算法人の確定申告

・3, 9, 12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

※夏季休業: 8/9~17

黒沼共同会計事務所 検索

